

制限付一般競争入札公告

守山市営住宅維持管理業務について制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和5年3月1日

守山市長 森 中 高



1 委託業務の概要

- (1) 業務番号 0324-1
- (2) 業務名 守山市営住宅維持管理業務
- (3) 履行場所 守山市営住宅7団地
- (4) 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (5) 業務概要 市または市営住宅入居者からの連絡を受け、市営住宅の小規模修繕、緊急修繕等を行う。

2 入札参加要件に関する事項

令和4年度守山市役務委託等業務業者登録名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者で、次に掲げる要件をすべて満たす者のみが、この入札に参加することができる。ただし、開札まで次に掲げる要件を満たしていることを必須とし、要件を満たさなくなった場合は入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 名簿に種目番号111「建物総合メンテナンス」で登録されていること。
- (3) 守山市、草津市、栗東市、野洲市または大津市に本店または委任のある支店・営業所を有すること。
- (4) 平成24年4月1日以降、国、地方公共団体または公共法人が発注し、元請（単体）として公告日の前日まで完了引渡し済みの、次の業務と同等以上の実績を有すること。
年間を通して、公営住宅や職員住宅など不特定多数の者（以下「入居者」という。）が住宅の用に供している建物における「維持管理業務（清掃業務を主としているものを除く。）」または「入居者からの直接の連絡を受け、施設、設備等の修繕を行う業務」
- (5) 次に規定する者およびこれらの者が役員等になり、またはその経営に実質的に関与している法人その他の団体は入札に参加することができない。

ア 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員

ウ 暴力団関係者次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者をいう

(7) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

(イ) 暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者

(ウ) 暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(エ) 暴力団、暴力団員または(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

3 入札参加資格の審査について

(1) 入札する者は4に掲げる提出物を提出期間内に提出すること。

(2) 入札前の事前審査とし、審査の結果は、令和5年3月16日(木)までに文書で通知する。

(3) 審査の結果、入札参加資格がないと認めた場合は、入札に参加することは出来ない。

4 入札参加申込書等の提出期間、提出場所および方法

入札参加申込書等の提出期間および場所は次のとおりとする。

(1) 提出期間 令和5年3月9日(木)から令和5年3月15日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)

(2) 提出場所 守山市総務部契約検査課 守山市役所2階

(3) 提出物 ア 制限付一般競争入札参加申込書(様式第1号)

イ 制限付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号)

ウ 業務実績等調書(別紙1)

エ 上記別紙1にかかる業務の契約書および仕様書の写し

(4) 提出方法 持参または一般書留郵便、簡易書留郵便、特定記録郵便のいずれかでの郵送とし、その他の方法による提出は受け付けない。全ての提出書類を封筒に入れて提出すること。

5 質疑の受付および回答

(1) 受付期限 令和5年3月17日(金)正午まで

(2) 受付担当 守山市都市経済部建築課 TEL 077-582-1139

(3) 受付方法 質疑は質疑書(任意様式)に記入し、電子メールで電送すること。その他の方法による受付は行わない。提出時には必ず架電にて送信確認を行うこと。

電子メールアドレス: kenchiku@city.moriyama.lg.jp

(4) 回答方法 質疑のあった場合のみ、守山市ホームページにて公開する。

6 入札について

入札については、守山市財務規則(昭和39年規則第6号)、守山市郵便入札実施要項(平成23年告示第31号)等により執行する。

(1) 契約担当者 守山市長 森中 高史

(2) 入札執行者 指定職員

(3) 郵便入札（郵便入札封筒記載例を参照のこと：市ホームページに掲載）

・任意の封筒の表面に朱書きで「入札書等在中」と表記し、その他業務番号等必要事項を記載のうえ、一般郵便書留、簡易郵便書留、特定記録郵便のいずれかで入札書等到着期日必着とすること。（期日後着または必要事項が記載されていない場合は返却します。）

(4) 封筒には「入札書」および「守山市営住宅維持管理業務見積内訳書（以下「見積内訳書」という。）」を同封すること。

注 見積内訳書が同封されていない入札書や、入札書と見積内訳書に不一致がある場合または見積内訳書に計算誤り、記入漏れ等がある場合は無効とする。

(5) 入札書等到達期日 令和5年3月22日（水）

注(1) 入札書および見積内訳書の日付については、作成日とすること。

注(2) 入札書等到達期日に必着するかについては、如何なる場合においても必ず手続き窓口でご確認ください。

(6) 郵送開始日 令和5年3月17日（金）

(7) 送付先 〒524-8799 近江守山郵便局留

守山市役所総務部契約検査課

(8) 開札日時 令和5年3月24日（金）午前10時

(9) 開札場所 守山市役所3階32会議室

7 保証金 入札保証金および契約保証金は免除する。

8 違約金 落札者が契約を締結しないときは落札金額の100分の5を徴収する。

9 前金払 前金払は行わない。

10 部分払 部分払は行う。（毎月、実績精算払い）

11 入札無効

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 上記6(4)の注意書きに該当する入札

(3) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札

(4) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載事項が確認できないものもしくは誤りのある入札

(5) 入札書等到達期日より後に到達した入札書

(6) 談合その他不正の行為があったと認められる入札

(7) 入札書記載の金額を加除訂正した入札

(8) その他入札に関する条件に違反した入札

12 最低制限価格 最低制限価格を設けない。

13 入札の辞退

(1) 入札参加者は、開札までの間は入札の参加を辞退することができる。また、開札までの間に入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、辞退しなければならない。

(2) 入札の参加を辞退しようとするときは、開札までに入札辞退届を書面で提出しなければならない。(ただし、入札書等を郵送していないものは不要)

※持参もしくは普通郵便で「辞退届在中」と朱書きし、開札までに必着のこと。

提出先：〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号 守山市役所総務部契約検査課宛

14 その他必要事項

(1) 落札予定となるべき同価の入札をし、かつ入札参加資格を有する者が2以上あるときは、くじによって落札者を決定する。

(2) 落札者は、落札決定の通知を受けたときは10日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(3) 仕様書等を熟知しておくこと。

(4) この業務の入札(または見積書の提出)に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(5) 仕様書等の閲覧場所 守山市役所2階閲覧所

15 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額(該当金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者または免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

16 発注担当課

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

守山市役所 都市経済部 建築課 担当者 水谷

TEL 077-582-1139 FAX 077-582-3284

17 入札に関する問い合わせ先

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

守山市役所 総務部 契約検査課

TEL 077-582-1147 FAX 077-582-0539